

件名	愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	行政システム改革課（県民生活課、農政課）
根拠法令等	
<p><b>【改正の概要】</b>  別表に規定する事務に係る法令の改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>1. 農地法の一部改正に伴う事務の追加と規定整備</p> <p>(1) 事務の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○適正利用等を条件とする農地等への貸借権の設定を許可しようとする場合に行う、当該農地等が存する市町の長への許可しようとする旨の通知（新設）</li> <li>○上記の許可を受けて農地等に貸借権の設定を受けた借主の行う農業経営が地域と調和したものとなっていない場合に行う是正勧告（新設）</li> <li>○上記の借主が、農地等を適正に利用をしていないにもかかわらず貸借権の解除がなされない場合及び上記の是正勧告に従わなかった場合に行う、上記の許可の取消し（新設）</li> </ul> <p>(2) 規定整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○条ずれ <ul style="list-style-type: none"> <li>（農地等の賃貸借の当事者に対する賃貸借の解除、合意解約等の許可）</li> <li>（上記の許可をしようとする場合における愛媛県農業会議からの意見聴取）</li> </ul> </li> </ul> <p>2. 家庭用品品質表示法及び同法施行令の一部改正に伴う規定整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○条ずれ <ul style="list-style-type: none"> <li>（違反業者に対する、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示）</li> <li>（不適正表示により一般消費者の利益が害されている旨の申出の受理及び必要な調査）</li> <li>（販売業者（卸売業者を除く）からの報告の徴収又は立入検査）</li> <li>（指示や報告の徴収、立入検査を行った場合の消費者庁長官に対する報告）</li> </ul> </li> </ul>	
施行日	公布の日。ただし、農地法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 57 号）の施行の日がこの条例の施行の日後となる場合には、1 については、同法の施行の日。
【その他参考事項】	